

個人の国際投資に係る税務実務マニュアル

| | | |
|-----|---------------------------------|----|
| 1 | はじめに | 1 |
| 2 | 居住者が国際投資による外貨建金融資産投資をする場合の課税の内容 | 2 |
| | | 2 |
| (1) | 外貨預金 | 2 |
| | (イ)商品の概要説明 | 2 |
| | (ロ)課税関係 | 4 |
| (2) | 外国株式 | 6 |
| | (イ)商品の概要説明 | 6 |
| | (ロ)課税関係 | 7 |
| (3) | 外国債券 | 11 |
| | (イ)商品の概要説明 | 11 |
| | (ロ)課税関係 | 12 |
| (4) | 外国投資信託 | 16 |
| | (イ)商品の概要説明 | 16 |
| | (ロ)課税関係 | 19 |
| (5) | グローバル・ソブリン・オープン | 22 |
| | (イ)商品の概要説明 | 22 |
| | (ロ)課税関係 | 24 |
| (6) | 仕組み債 | 24 |
| | (イ)商品の概要説明 | 24 |
| | (ロ)課税関係 | 29 |
| (7) | ファンド・オブ・ファンズ | 29 |
| | (イ)商品の概要説明 | 29 |
| | (ロ)課税関係 | 30 |
| 3 | 日本の居住者が国際投資を行う場合の所得税の税務に関する基礎知識 | 31 |
| | | 31 |
| (1) | 居住者と非居住者の区分の重要性 | 31 |
| (2) | 居住者・非居住者区分の判定 | 31 |
| (3) | 居住者・非居住者の所得税の課税範囲 | 31 |
| | (イ)居住者のうち永住者の課税範囲 | 31 |

| | |
|-------------------------------------|----|
| (ロ)居住者のうち非永住者の課税範囲 | 32 |
| (ハ)非居住者 | 32 |
| (4)居住者の国際投資による収益に対する二つの課税の考え方と租税条約 | |
| | 32 |
| (イ)外貨建て資産の所得の源泉地 | 32 |
| (ロ)源泉地国課税と居住地国課税 | 32 |
| (ハ)所得源泉地国による課税と租税条約 | 33 |
| (5)OECDモデルでの所得源泉地国の判定と各所得区分ごとの課税の定め | |
| | 34 |
| (イ)所得源泉地国 | 34 |
| (ロ)各所得区分ごとの源泉地国課税か居住地国課税かの定め | 34 |
| (6)居住者に対する所得税課税の概要 | 35 |
| (イ)所得の計算 | 35 |
| (ロ)損益通算と繰越損失 | 41 |
| (ハ)税額控除 | 42 |

1 はじめに

日本における低金利の長期化、経済のボータレス化、インターネットの普及等を背景として、個人も資産の運用先を外国に求めるケースが非常に多くなってきております。今後もこの傾向はますます強くなると予想されます。

資産運用先を外国に求め、外国の金融資産を購入したり預け入れをしたりしますと、日本の金融資産を購入等する場合とは異なった税務問題や課税関係が生じることがあります。本書ではまず2で外国の金融資産のうち、代表的な外貨預金、外国株式、外国債券、外国投資信託や仕組債についてなじみのない方を対象に商品の概要をご説明した上で、具体的に商品ごとに課税関係をご説明いたします。

次に3では国際投資を行う場合の税務に関する基礎知識を体系的にご説明いたしております。2の商品ごとの具体的な課税関係のご説明の中でより国際税務に関するご理解を深めていただくため、3でご説明している箇所をご参照いただけるようにしております。

2 居住者*が国際投資による外貨建金融資産投資をする場合の課税の内容

*居住者（3(1)居住者と非居住者の区分の重要性 p.30 参照）

(1)外貨預金

(イ)商品の概要説明

外国の通貨で預ける預金のことです。外国通貨では米ドル、英ポンド、ユーロなどが代表的で、外貨預金の種類では普通預金、定期預金が一般に利用されています。普通預金はお金の出し入れが自由。定期預金は原則として満期日前にお金の引き出しや中途解約ができません。

円を売って外貨を買い、その外貨を預金し、利息も外貨でつきます。引き出すときは、反対にその外貨を売って円を買うことになります。

外貨預金をする際には、「金利」、「為替レート」、「為替手数料」に注意する必要があります。

まず、金利ですが外貨預金の金利は、その通貨を発行している外国の金利水準が反映されることとなります。各国の金利水準は、経済情勢等により変動するため、日本の預金金利とは当然に異なる動きをします。現在、日本の預金金利はきわめて低く、外貨の預金金利は相対的に高いケースが多いため、外貨預金は魅力的なものとなっています。

次に為替レートですが、預け入れ時、引き出し時の為替レートは、市場動向等により変動します。引き出し時の為替レートが預け入れ時に比較して円安になると為替差益が発生し、円高になると為替差損が発生します。これは預金の引き出し時点で、預け入れていた外貨を売り円を買うため、「預け入れ時点よりも引き出し時点での円の価格が安い（円安）」と安い円が買えるので得（為替差益）をすることになり、逆に円の価格が高い（円高）と高い円を買う必要が出てくるので損をすることになった原理です。そのため、引き出し時点での円貨額が預け入れ時点での円貨額を下回り、「元本割れ」が生じるリスクがあります。この為替差損益の考え方については外貨預金に限らず、すべての外貨建て金融商品についてあてはまることです。

そして、為替手数料は、円を外貨に、外貨を円に交換する際、銀行に支払う手数料のことです。通常、外貨を購入する場合、その日の基準となる為替レートいわゆる仲値（*₁）に銀行の手数料分を考慮した金額が必要となります。

例えば、円対米ドルの場合、仲値が1ドル=120円で、手数料が1ドルにつき1円の場合であれば、円を1ドルに換えるためには仲値120円に手数料1円を上乗せした金額121円（電信売相場という*₂）を支払う必要があります。また、1ドルを円に換えるのであれば仲値120円から手数料1円を差し引いた金額119円（電信買相場という*₂）が手取額となります。つまり手持ちの121円を1ドルに換え、さらにその1ドルを円に換えるだけで119円となり、片道1円、往復2円の為替手数料を銀行に支払うといったこととなります。

為替手数料は銀行によっても通貨によっても異なりますが、ほとんどの銀行では円対米ドルでは、為替手数料は1ドルにつき片道1円となっています。米ドル以外の外貨の手数料では、ユーロでは片道1円～1円50銭程度、豪ドルは片道1.0円～4.5円、NZドルは片道で1.50円～2円50銭、英ポンドでは片道4円という銀行が多いようです。

いくら外国の預金金利が高くても、為替手数料を差し引いたら国内の円預金と変わらなかったり不利になったりすることもあります。

その他に円を外貨に換える場合と、外貨を円に変える場合とでは為替手数料が異なる銀行もあります。外貨預金の高い金利は魅力ですが、為替手数料を比較検討し、なおかつ、預け入れ期間、為替レートの変動リスクを十分に考慮する必要があります。

また、日本国内の金融機関に預ける円預金には、万一銀行が破綻した場合、預金者を保護する「預金保険制度」がありますが、外貨預金は預金保険の対象外となっており、銀行が破綻すればその金融機関の支払い能力により補償額が変化することになります。

従って、外貨預金をはじめるときは金融機関を選ぶことも重要です。格付け会社の格付けを比較したり、インターネット等の情報公開を利用して財務内容を把握することも必要です。

*₁ 仲値（なかね）・・・外国為替相場は常に変動していますが、銀行の窓口業務では常時変動している為替レートを使わず、朝10時頃のインターバンク市場（銀行間の取引マーケット）でのレートを基準にし、その日一日の対顧客取引レートを決めています。

インターバンク市場のスポット取引は二営業日後に受渡しされるレートがベー

スです。当日の受渡しレートは当日から二営業日の間の金利をベースに考慮して決められますが、これを仲値といいます。

公示仲値は、各銀行が独自で決めており、公示しており、概ね上下5銭ぐらいの範囲でのバラツキがあるようです。

*₂ 電信売相場 (Telegraphic Transfer Selling Rate、T T S)、電信買相場 (Telegraphic Transfer Buying Rate、T T B) ……公示仲値に銀行手数料を上乗せ又は差し引いたレートがT T S、T T Bです。電信で取引した場合、時間的ずれは生じないので銀行の立替金利も発生しません。したがって手数料だけを考慮したレートということになります。

(ロ) 課税関係

(a) 国内の金融機関に預ける場合

1) 利子に対する課税

利子の所得源泉地は、利子の支払い者の所在地国となりますので、日本国内に所在する金融機関の営業所に金銭を預けた場合のその預けられた金銭から生ずる利子は、国内源泉所得 (3 (3) 居住者・非居住者の所得税の課税範囲 p. 30 参照) となります。

日本国内での利子に対する課税は、利子の支払い時に利子額の 20.315% (国税等 15.315%、地方税 5%) が源泉徴収されます。利子に対する課税はこの源泉徴収で終了します。

2) 為替差損益に対する課税

イ. 為替予約をしない場合

あらかじめ円貨への換算レートを定めていない場合の外貨預金の為替差益は雑所得 (3 (6) (イ) (h) 雑所得 p. 39 参照) として総合課税 (3 (6) (イ) 所得の計算 p. 34 参照) され、確定申告しなければなりません。この為替差益については源泉徴収はありません。

また、為替差損については、その年度の総合課税とされる雑所得の金額と相殺することができますが、相殺してもなお損が残る場合は、他の区分に属する所得とは相殺できず切り捨てとなります。

ロ. 為替予約をする場合

国内において支払いを受ける外貨預金の満期、解約時の元本及び利子の円貨への換算レートがあらかじめ定められている場合の為替差益は雑所得になるのですが、課税は租税特別措置法の規定により、源泉分離課税（源泉徴収だけで課税が終了すること）となり、その支払い時に 20.315%（国税等 15.315%、地方税 5%）が源泉徴収され、課税関係が終了します。この源泉分離課税（源泉徴収だけで課税が終了すること）となった所得については確定申告することはできません。

(b) 国外の金融機関に預ける場合

1) 利子に対する課税

利子の所得源泉地（3 (4) (イ) 外貨建て資産の所得の源泉地 p. 31 参照）は、利子の支払い者の所在地国となりますので、国外に所在する金融機関の営業所に金銭を預けた場合のその預けられた金銭から生ずる利子は、国外源泉所得（3 (3) 居住者・非居住者の所得税の課税範囲 p. 30 参照）となります。

この場合預け入れ先の営業所の所在地において課税が生じます。課税方法は所得源泉地国（外国）の税法によりますが、所得源泉地国の税率が租税条約（3 (4) 居住者の国際投資による収益に対する二つの課税の考え方と租税条約 p. 31 参照）による制限税率を上回る場合には、制限税率が適用されます。この場合、制限税率の適用について申請義務を課している国においてはその申請が必要です。

また、米国などのように国内法で非居住者（3 (1) 居住者と非居住者の区分の重要性 p. 30 参照）の預金利息に対して非課税としている国がいくつかあります。これは海外から資金を集めることを目的として非課税としているのです。

一方、日本国内における課税ですが、海外の金融機関に預け入れた外貨預金から発生する預金利息は利子所得（3 (6) (イ) 所得の計算 p. 34 参照）に該当しますが、日本で源泉徴収ができないため、総合課税（3 (6) (イ) 所得の計算 p. 34 参照）の対象となり、確定申告する必要があります。

2) 為替差損益に対する課税

外貨預金の為替差益は雑所得（3 (6) (イ) (h) 雑所得 p. 39 参照）として総合

課税され、確定申告しなければなりません。この為替差益については源泉徴収はありません。

また、為替差損については、その年度の総合課税とされる雑所得の金額と相殺することができますが、相殺してもなお損が残る場合は、他の区分に属する所得とは相殺できず切り捨てとなります。

(2)外国株式

(イ)商品の概要説明

外国株式とは、いうまでもなく海外（外国籍）の企業が発行をする株式のことをいいます。日本株式と同様、証券会社で購入することができます。

外国株式の取引方法（売買の方法）の種類には、次の4つがあります。

・外国委託取引

顧客の注文を、その日のうちに外国にある証券業者（証券会社の海外現地法人など）に送り、その日の現地市場で執行する取引です。取引が成立すると外国証券業者から証券会社に報告され、証券会社より顧客に取引報告をします。

取引の対象は、世界の主要市場に上場している株式です。ただし、対象市場であっても、個別に扱えない銘柄もあるので、取引可能な銘柄かどうかについては、各証券会社に確認する必要があります。

・国内店頭取引

顧客の注文に対して、証券会社が直接相手方となる（＝相対で応じる）取引です。銘柄・株価など顧客の注文内容と合致すれば、取引が成立しますので、注文は、その日のうちに成立します。

ただし、すべての外国証券を一つの証券会社で扱っているわけではありませぬので取引可能な銘柄かどうかについては、各証券会社に確認する必要があります。

・国内上場外国株を売買する方法

日本国内の証券取引所には、海外の一流企業も上場しています。株価は円で表示されており、売買の方法、売買手数料等は、日本株式と同じです。

・カンントリーファンドを売買する方法

東京証券取引所に、特定の国や地域に投資することを目的とした会社型投資

信託が上場しています。カンントリーファンドへの投資は、外国投資証券を取得して株主になり、運用益を配当として受取ります。

価格は円で表示されており、売買の方法、売買手数料等は、日本株式と同じです。

外国株式投資については国内株式と同じく、株価の下落や発行体の財務体質の悪化により、損失を被ることがあります。

また、それに加えて為替の変動によるリスクもあります。

(ロ)課税関係

(a)配当に対する課税

1)国内の金融機関を通じて取得する配当

配当の所得源泉地(3(4)(イ)外貨建て資産の所得の源泉地 p. 31 参照)は、配当の支払法人の居住国となります。そのため、日本国内の証券会社が保護預りをしている外国株式の配当も国外所得となります。所得源泉地国の課税は通常、源泉徴収課税です。租税条約(3(4)居住者の国際投資による収益に対する二つの課税の考え方と租税条約 p. 31 参照)において制限税率が定められていますが、所得源泉地国の税法に規定された税率よりも制限税率の方が低い場合に制限税率を適用するには所定の手続きを行う必要があります。ただし、現地の国内法がもともと制限税率を下回っているのであれば現地の税率が適用されます。

外国法人から支払われる配当は配当所得に該当し、国内の証券会社を通じて取得する配当については、配当金額に対して上場株式等の場合は 20.315% (国税等 15.315%、地方税 5%)、非上場株式等の場合は 20.42% (国税等)の源泉徴収が行なわれますが、支払われる配当金額に対して、外国の所得源泉地国で税金が源泉徴収されているときは、その源泉徴収後の金額に対して日本の税金として源泉徴収をします。

例えば、外国法人から支払われる配当が 1,000 としますと外国で所得源泉地国分の税金として源泉徴収された金額が 100 ならば、残額の 900 に対して日本の源泉徴収が課されるということになります。したがって日本の源泉徴収税率が 20.315%ならば、900 に対して 20.315%の 182 が源泉徴収されると

いうことです。また、配当の為替換算は、法人が配当を支払った日の電信買相場により行います。

上場株式等（持株割合 3%以上の大口株主を除きます。）の株主が受取る配当は、総合課税に代えて、申告分離課税（国税等 15.315%、地方税 5%）を選択することが可能ですが、確定申告制度により申告しないこともできます。申告分離課税を選択した場合には、上場株式等に係る配当は、上場株式等の譲渡損失、上場株式等に係る配当等（申告分離課税を選択したもの。）と損益通算を適用することが可能です。

上場株式等以外の配当、申告分離課税を選択しない株主や持株割合 3%以上の大口株主など申告分離課税を選択できない株主については、総合課税（3(6)(イ)所得の計算 p. 34 参照）の配当所得として確定申告を行います。

配当所得の計算方法ですが、元本である株式を借入金により取得した場合はその借入金の利子を配当の収入金額から控除することができます。

確定申告する場合、外国の所得源泉地国で源泉徴収された税額は、外国税額控除の対象となりますが、申告不要を選択した場合は外国税額控除の適用はありません。

また、外国法人からの配当であるため、総合課税を選択した場合においても配当控除の適用を受けることはできません。。

2) 国内の金融機関を通じないで取得する配当

配当の所得源泉地(3(4)(イ)外貨建て資産の所得の源泉地 p. 31 参照)は、配当の支払法人の居住国となりますので、外国株式の配当は国外所得となります。所得源泉地国の課税は通常、源泉徴収課税です。租税条約(3(4)居住者の国際投資による収益に対する二つの課税の考え方と租税条約 p. 31 参照)において制限税率が定められていますが、所得源泉地国の税法に規定された税率よりも制限税率の方が低い場合に制限税率を適用するには所定の手続きを行う必要があります。ただし、現地の国内法がもともと制限税率を下回っているのであれば現地の税率が適用されます。

日本の支払者を通じないで取得する配当に対する課税は、基本的には、国内の金融機関を通じて取得する配当に対する課税と同様ですが、国内におけ

る支払者を通じないで交付をうけるため、国内での源泉徴収はなく、申告不要制度の適用はありません。

(b) 株式譲渡に対する課税

1) 国内で譲渡した外国株式

株式の譲渡に係わる所得源泉地（3 (4) (イ) 外貨建て資産の所得の源泉地 p. 31 参照）は、譲渡所得が生じた場所です。では譲渡所得が生じた場所ですが、これは売主と買主の居住地国の税法により判断することになります。日本の国内法で株式の譲渡所得が生じた場所を日本と規定している株式の譲渡は、国内有価証券市場において譲渡されるもの、国内にある証券会社の営業所を通じて譲渡されるもの、契約等に基づく引渡しの義務が生じたときの直前において証券もしくは証書またはその権利を証する書面が国内にあるものです。

日本国内の証券会社を通じて取得した外国株式は、原則として証券会社において保護預りがされています。したがって、譲渡の場合は証券会社を通じて譲渡することになるため、日本が所得源泉地となります。ただし、証券会社を通じない相対取引の場合には、買主と売主とのそれぞれの国内法を勘案していずれの国が所得源泉地となるかを決定します。

また、日本と外国との間で締結している租税条約（3 (4) 居住者の国際投資による収益に対する二つの課税の考え方と租税条約 p. 31 参照）において、株式の譲渡に対する課税を譲渡者の居住地国（日本）でのみ課税するとしている場合であれば、これらの締結国（外国）に所在する買主と外国株式の相対取引を行った場合、日本だけで課税が発生します。

では、日本における課税ですが、外国株式を譲渡した場合の所得は株式等にかかわる譲渡所得の金額とし、譲渡益に対して 20.315%（国税等 15.315%、地方税 5%）の税率により課税されます。

譲渡所得の計算方法は譲渡収入金額から取得費と譲渡費用を控除して計算します。譲渡収入金額の為替換算法は、収入すべき日の電信買相場で換算し、取得費は取得の日の電信売相場、譲渡費用は支払日の電信売相場で換算します。

外国上場株式等を売却したこと等により生じた損失の金額がある場合は、確定申告により、その年分の上場株式等の配当等(申告分離課税を選択したものに限り、)と損益通算ができます。また、損益通算してもなお控除しきれない損失の金額については、翌年以後3年間にわたり、確定申告により上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得等の金額(申告分離課税を選択したもの。)から繰越控除することができます。

上場株式等以外の一般株式等を売却したこと等により生じた損失の金額がある場合は、他の一般株式等の売却益と相殺し、相殺後の損失は生じなかったものとみなされます。

2) 国外で譲渡した外国株式

株式の譲渡に係わる所得源泉地(3(4)(イ)外貨建て資産の所得の源泉地 p.30 参照)は、譲渡所得が生じた場所です。では譲渡所得が生じた場所ですが、これは売主と買主の居住地国の税法により判断することになります。外国の証券会社等を通じて取得した外国株式をその外国の証券会社が保護預かりをしている場合や株式の現物が外国にあって外国の証券会社等に売り委託をする場合などで発生した譲渡所得は、通常その証券会社等が所在する外国で生じた所得となります。

では、所得源泉地国(外国)での課税ですが、株式の譲渡による課税はその国々の税法によって様々です。譲渡所得を非課税とする国、個人の譲渡所得については事業に関連するものを除いて非課税とする国、個人の譲渡所得で、事業に関連するもの及び投機資産に関連するものを除いて非課税とする国、譲渡所得すべてに課税する国などです。ただ、その国(外国)の国内法で課税するとしている場合でも租税条約(3(4)居住者の国際投資による収益に対する二つの課税の考え方と租税条約 p.31 参照)によって非課税としているときは、当然のことながら租税条約が優先され、所得源泉地国(外国)では非課税となります。

日本における課税は、国内で譲渡した外国株式の場合と同様です。

(3) 外国債券

(イ) 商品の概要説明

外国債券とは、外国で発行された債券のことですが、ドル建て、ユーロ建て、ポンド建て、豪ドル建てなどさまざまな通貨建ての外国債券があります。外国債券に投資するメリットとしては、高い金利を得ることができる、為替差益を狙うことができるなどです。ただし、高い金利を得ることができても、為替変動により、その投資した国の通貨が下落すると為替差損を被ることによって差し引きマイナスになってしまうこともあります。また、金利が上昇すると債券価格は下落するため、償還前に換金すると値下がりによる損失を受けることもあります。このようなことを考慮し、外貨債券への投資を考える場合には、次に掲げるリスクに注意する必要があります。

・ 為替リスク

外国債券のうち外貨建債券は、海外の通貨で取引がおこなわれます。つまり利子や償還金の受け取りは、外国の通貨で受け取ることとなります。しかし、原則的に、取引時点の為替レートを日本円に換算して日本円で受け取ることになるため、適用される為替レートによっては為替差益や為替差損が発生することとなります。したがって、為替変動によるリスクが発生することもあり、これを為替リスクと呼んでいます。ただし、円建て外国債券の場合は、為替リスクは発生しません。為替相場が円安になると、円での受取額が増えますが、円高になると、円での受取額が減り、損失がでてしまいます。

外国債券投資において為替動向を知ることは非常に重要になってきます。

・ 信用リスク

債券はその発行体がきちんと利払いや償還を行ってくれるかどうか、投資した時点ではわからないため、将来、債務不履行になる可能性も考慮する必要があります。このことを信用リスク（デフォルトリスク）といいます。

諸外国が発行する国債に投資する場合、その発行する国が信用度の高い国であるかどうかカントリーリスクを確認します。カントリーリスクが低ければ、その国の経済状況は安定しており、発行債券の信用リスクも低いと判断できます。反対にカントリーリスクが高ければ、その国の経済状況は不安定で、発行債券の

信用リスクが高く、将来、債務不履行になる可能性があります。そのため、発行体が発行債券の利払いや償還を確実にこなってくれるかどうかの信用度を調べる事は、非常に大切になってきます。通常、信用度は格付機関が発表する格付けを参考にします。

・金利リスク

金利が変動して債券の価値が下がるリスクです。債券価格は、市場金利と密接な関係があります。一般的に、債券発行国の金利が下落すると債券価格は上昇し、債券発行国の金利が上昇すると債券価格は下落します。

この理屈を簡単にご説明いたしますと、例えば債券発行国の金利が2%のとき、利率1%の債券があるとしますと、わざわざ市場金利より低い利率の債券を額面金額で買う人はいないでしょう。そのため、必然的にその債券の価格が下がってしまうといった理屈です。ただし、満期まで債券を保有しつづければ額面金額で償還されます。

(ロ)課税関係

(a)利子に対する課税

1)国内の金融機関を通じて取得した外国債券の利子

外国債券の利子の所得源泉地（3(4)(イ)外貨建て資産の所得の源泉地 p.31 参照）は、利子の支払者の所在地国となります。そのため、日本国内の金融機関等を通して受け取る外国債券の利子であっても国外所得となります。所得源泉地国の課税は通常、源泉徴収課税です。租税条約（3(4)居住者の国際投資による収益に対する二つの課税の考え方と租税条約 p.31 参照）において制限税率が定められていますが、所得源泉地国の税法に規定された税率よりも制限税率の方が低い場合に制限税率を適用するには所定の手続きを行う必要があります。ただし、現地の国内法がもともと制限税率を下回っているのであれば現地の税率が適用されます。

では、日本における課税ですが、外国債券のうち特定公社債（外国国債、外国地方債など）から生じる利子は利子所得に該当し、日本国内の金融機関等を通じて取得する利子については、その金融機関等が利子に対して20.315%（国税等15.315%、地方税5%）の源泉徴収をし、申告分離課税の対

象となり、上場株式等の譲渡損失と損益通算することが可能です。また、確定申告不要制度により申告しないこともできます。

国外で源泉徴収された外国税額がある場合、その外国源泉徴収税額を控除した後の利子の金額に対し、合計 20.315%（国税等 15.315%、住民税 5%）の税率により、国内においても源泉徴収されます。

確定申告する場合、外国の所得源泉地国で源泉徴収された税額は、外国税額控除の対象となります。

特定公社債以外の国外一般公社債の利子は、日本国内での利子の支払い時に利子額の 20.315%（国税等 15.315%、地方税 5%）が源泉徴収され、利子に対する課税はこの源泉徴収で終了します。国外で源泉徴収された外国税額がある場合、所得税の額は外国税額控除前の利子の金額に対して計算し、その所得税の額から外国税額を控除した金額が源泉徴収されることから、外国税額控除の適用はありません。

2) 国内の金融機関を通じないで取得した外国債券の利子

債券の利子の所得源泉地（3(4)(イ)外貨建て資産の所得の源泉地 p.31 参照）は、利子の支払者の所在地国となります。そのため、外国債券の利子の支払者は外国や外国法人ですので、その利子は国外所得となります。

所得源泉地国の課税は通常、源泉徴収課税です。租税条約（3(4)居住者の国際投資による収益に対する二つの課税の考え方と租税条約 p.31 参照）において制限税率が定められていますが、所得源泉地国の税法に規定された税率よりも制限税率の方が低い場合には制限税率が適用されます。

では、日本における課税ですが、日本国内の金融機関等を通じないで取得する利子については、日本の支払の取扱者を経由しないで取得した利子であることから、一般公社債等の利子等は総合課税（3(6)(イ)所得の計算 p34 参照）の利子所得として確定申告をし、上場株式等に該当する国外特定公社債等の利子等は申告分離課税（国税等 15.315%、地方税 5%）又は総合課税として確定申告をする必要があります。利子収入金額は収入すべき日の電信買い相場で換算します。

また、所得源泉地国で課された源泉徴収税額があるときは確定申告をする

際に外国税額控除を受けることができます。

(b) 外国債券譲渡に対する課税

1) 国内で譲渡した外国債券

債券の譲渡に係わる所得源泉地（3(4)(イ)外貨建て資産の所得の源泉地 p. 31 参照）は、譲渡所得が生じた場所です。日本国内の証券会社等を通じて取得した外国債券は、原則としてその証券会社等において保護預りがされています。したがって、譲渡の場合は証券会社等を通じて譲渡することになるため、日本が所得源泉地となります。ただし、証券会社を通じない相対取引の場合には、買主と売主とのそれぞれの国内法を勘案していずれの国が所得源泉地となるかを決定します。

また、日本と外国との間で締結している租税条約（3(4)居住者の国際投資による収益に対する二つの課税の考え方と租税条約 p. 31 参照）において、債券の譲渡に対する課税を譲渡者の居住地国（日本）でのみ課税するとしている場合であれば、これらの締結国（外国）に所在する買主と外国債券の相対取引を行った場合、日本だけで課税が発生します。

では、日本における課税ですが、外国債券の譲渡益は、株式と同様に申告分離課税となり、国外で割引の方法によって発行される公社債であるゼロクーポン債、著しく低い利率が付された割引形式の債券である低クーポン債、債券の元本部分とクーポン部分が切り離されて取引がされるストリップス債、利子の計算期間が1年を超えるデファードペイメント債などの譲渡益も同様に、申告分離課税の対象となります。

譲渡所得の計算方法は譲渡収入金額から取得費と譲渡費用を控除して計算します。譲渡収入金額の為替換算方法は、収入すべき日の電信買相場で換算し、取得費は取得の日の電信売相場、譲渡費用は支払日の電信売相場で換算します。

外国債券の譲渡損失は、原則、他の所得との損益通算は認められていませんが、外国債券のうち特定公社債等（外国国債、外国地方債など）の上場株式等に該当するものは、上場株式等の譲渡損失、申告分離課税を選択した上場株式等の配当等と損益通算が可能です。

2) 国外で譲渡した外国債券

債券の譲渡に係わる所得源泉地（3(4)(イ)外貨建て資産の所得の源泉地 p. 30 参照）は、譲渡所得が生じた場所です。外国の証券会社等を通じて取得した外国債券は、原則としてその証券会社等において保護預りがされています。したがって、譲渡の場合は証券会社等を通じて譲渡することになるため、外国が所得源泉地となります。ただし、証券会社を通じない相対取引の場合には、買主と売主とのそれぞれの国内法を勘案していずれの国が所得源泉地となるかを決定します。

また、所得源泉地の課税は、その国（外国）の税法によりますが、日本との間で締結している租税条約では外国債券の譲渡による所得は通常、非課税としています。このような締結国が所得源泉地の場合は当然のことながら、現地での課税は非課税となります。

では、日本における課税ですが、国内で譲渡した外国債券の場合と同様です。

(c) 外国債券の償還差損益に対する課税

1) 国内の金融機関等を通じて取得した外国債券の償還差損益に対する課税

償還差損益の所得源泉地（3(4)(イ)外貨建て資産の所得の源泉地 p. 31 参照）は発行者の所在地国とする考え方と日本の居住者（3(1)居住者と非居住者の区分の重要性 p. 30 参照）が日本の金融機関等に保護預かりをしている公社債から生じた償還差益の場合は日本を所得源泉地とする考え方があります。

結論としては、日本と発行体の所在する外国との税法や発行体の国との間で締結している租税条約（3(4)居住者の国際投資による収益に対する二つの課税の考え方と租税条約 p31 参照）などにより判断することになります。

外国債券の償還差損益が、外国においてどの所得に分類されるのかは、その外国ごとに異なってきます。利子所得、譲渡所得、雑所得（3(6)(イ)所得の計算 p. 34 参照）、非課税所得などいずれかの分類となります。

利子所得に該当する場合は租税条約により定められている制限税率を上限として源泉徴収が行われますが、譲渡所得、雑所得に該当するケースでは租税条約上、外国における課税が行われない場合が多いです。

では、日本における課税ですが、外国債券の償還差損益は譲渡所得に該当し申告分離課税による確定申告をします。償還による収入金額は償還日の電信買相場により換算し、取得費は取得日の電信売相場により換算して所得金額を計算します。また、取得費を取得日の電信売相場により換算するため、為替差損益は譲渡所得に含めて計算されます。外国で支払った外国所得税があるときは、外国税額控除を受けることができます。

2) 国内の金融機関等を通じないで取得した外国債券の償還差損益に対する課税

償還差損益の所得源泉地（3(4)(イ)外貨建て資産の所得の源泉地 p. 31 参照）は発行者の所在地国になります。外国債券の償還差損益が、外国においてどの所得に分類されるのかは、その外国ごとに異なってきます。利子所得、譲渡所得、雑所得（3(6)(イ)(h)雑所得 p. 39 参照）、非課税所得などいずれかの分類となります。

利子所得に該当する場合は租税条約（3(4)居住者の国際投資による収益に対する二つの課税の考え方と租税条約 p. 31 参照）により定められている制限税率を上限として源泉徴収が行われますが、譲渡所得、雑所得に該当するケースでは租税条約上、外国における課税が行われない場合が多いです。では、日本における課税ですが、国内の金融機関等を通じて取得した外国債券の償還差損益に対する課税と同様です。

(4) 外国投資信託

(イ) 商品の概要説明

投資信託とは、多くの投資家から集めた資金を、ひとつの大きな資金にまとめて、信託銀行等に保管・管理してもらい、投資の専門家（投資信託会社）が、株式や債券などに投資して、その運用成果を投資家の持分に応じて還元するという商品です。

投資信託のメリットとしては、複数の投資家の資金を一つにまとめることにより大きな資金として、最先端の IT 関連銘柄を始めその他の業種の銘柄、あるいは、色々な地域への投資が可能になります。あらゆる銘柄、業種、商品（株式・債券等）、国々などに分散投資することは、リスク回避を可能とすることにつながります。

また、投資信託は、専門家によって運用・管理されており、株式運用のスペシャリ

ストの情報収集や分析能力、高度な専門知識、最先端の金融技術や運用手法が活用出来ることにもなります。

ただし、投資信託は、一定の利回りを約束するものではなく、元本の保証もありません。購入にあたっては販売手数料、信託報酬などの手数料の支払や、解約時には信託財産留保金の支払が必要です。また、解約の時期が制限されている商品もあります。

投資信託の運営の仕組としては多くの投資家から集められた資金を、販売、運用、保管・管理とそれぞれ専門家が役割分担し運営をしています。原則的には以下の3者に役割分担されます。

- ・販売会社（証券会社等）

個人投資家が投資信託を購入する窓口となります。投資信託の購入や換金、分配金・償還金の支払いなどは、通常、証券会社を通じて行われます。また、証券会社では投資信託に関する相談も受付けています。投資信託会社が直接投資家に投資信託を販売することもありますし、銀行、信用金庫、信用組合、保険会社などでも投資信託ができます。

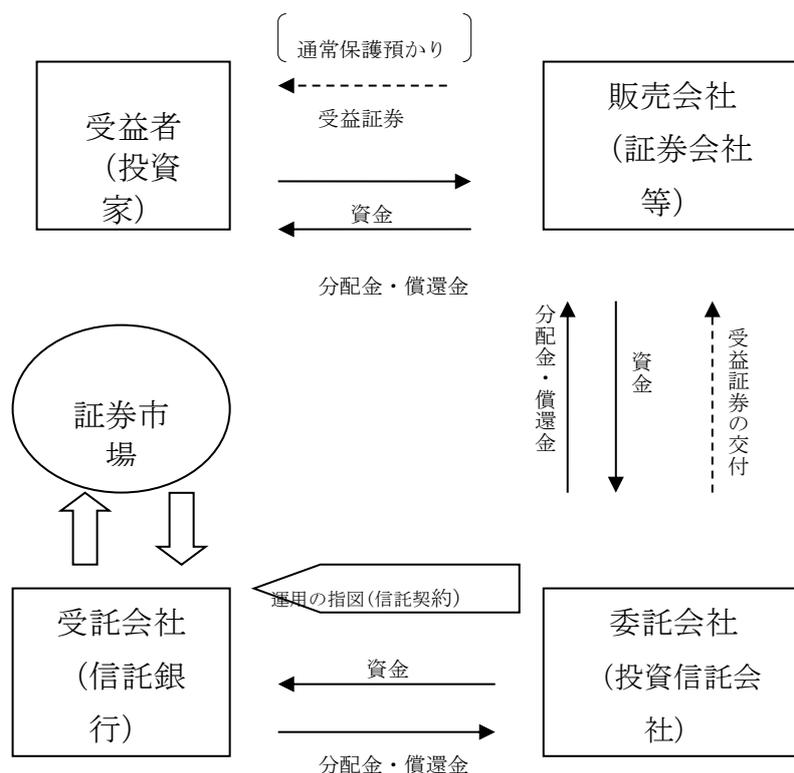
- ・委託会社（投資信託会社）

販売会社（証券会社等）により集められた資金を委託会社が投資先を決めて運用の指図を受託会社に行います。

信託銀行との信託契約により受益証券（株式投資でいう株券に相当します）を発行（投資家は、この受益証券を受け取る）し、募集も行ない、信託財産の運用の指示を行ないます。

- ・受託会社（信託銀行）

委託会社（投資信託会社）と信託契約を締結した受託会社が、投資家から預かった資金を信託財産として運用・管理します。運用によって得られた収益は販売会社を通じて、投資家へ分配金・償還金といったかたちで還元します。



ここで、国内投資信託と外国投資信託の違いをご説明しておきますと外国投資信託とは、外国において、現地の法令等に基づいて設立された投資信託のことです。当然のことながら、現地の外国の法令等に基づいて資産運用会社が運用します。

法律上は、外国で設立されたものが外国投資信託、日本で設立された投資信託が国内証券投資信託です。これは、目論見書の第一部証券情報に記載されています。

国内投資信託の中にも米国やヨーロッパなど海外市場に投資するファンドがありますし、外国投資信託の中にも日本の株式・債券などに投資するファンドがあります。また、円建ての外国投資信託もあります。いずれにしても外国投資信託か、国内投資信託かは信託の設立地で判断します。

外国投資信託の形態には「契約型」と「会社型」があり、「契約型」とは日本で通常販売されている投資信託と同じ仕組みで、投資信託（ファンド）の委託者である運用会社と受託者（信託銀行）との間で締結される信託契約における受益権を細分化した受益証券を、投資家が購入するという形式の投資信託です。一方「会社型」とは、証券投資を目的とする会社を設立し、投資家はその会社の株式を取得して株主となり、運用成果を配当金や値上がり益として受け取るという信託ですが、これ

にはクローズドエンド型とオープンエンド型とがあります。

クローズドエンド型は解約できない投資信託で、投資家からの買戻し（純資産価額に基づく解約）請求に応じない投資信託のことです。投資信託（ファンド）の設立後、信託財産の元本は原則として増減せず一定です。投資家がどうしても解約したい場合には、市場で売却する方法がとられます。これに対して純資産価額により投資家の解約にいつでも応じることのできる投資信託をオープンエンド型といいます。

（ロ）課税関係

（a）収益分配金に対する課税

1) 国内の金融機関等を通じて取得する収益分配金

株式証券投資信託の収益の分配金は配当所得に該当します。配当の所得源泉地（3(4)(イ)外貨建て資産の所得の源泉地 p. 31 参照）は、配当の支払法人等の居住地国（所在地）となります。証券投資信託の分配金の支払法人等はトラスト（信託）となり、その所在地は証券投資信託の目論見書に記載されています。

所得源泉地が国外となる場合は外国株式の配当と同じように、通常、租税条約（3(4)居住者の国際投資による収益に対する二つの課税の考え方と租税条約 p. 31 参照）における制限税率を上限として源泉徴収課税がされます。ただ、一般的に源泉徴収課税しない国にトラストを設立しています。

一方、日本での課税ですが株式証券投資信託の収益分配金は配当所得に該当し、国内の証券会社を通じて取得する収益分配金についてはその金額に対して公募株式証券投資信託の場合、20.315%（国税等 15.315%、地方税 5%）の源泉徴収が行なわれます。その際、支払われる配当金額に対して、外国の所得源泉地国で税金が源泉徴収されているときは、その源泉徴収後の金額に対して源泉徴収をします。

なお、公募株式証券投資信託の場合、この源泉徴収税率による課税で終了する（申告不要）ことが可能です。

申告不要を選択しない場合については、総合課税（3(6)(イ)所得の計算 p. 34 参照）の配当所得として確定申告を行うか、申告分離課税を選択するこ

とも可能です。申告分離課税を選択する場合、上場株式等の譲渡損失と損益通算することが可能です。

配当所得の計算方法ですが、元本である株式を借入金により取得した場合はその借入金の利子を配当の収入金額から控除することができます。公募とは 50 名以上の者を勧誘する募集をいいます（公募以外の募集は私募といいます）。

確定申告する場合、外国の所得源泉地国で源泉徴収された税額は、外国税額控除の対象となりますが、申告不要を選択した場合は外国税額控除の適用はありません。

私募株式証券投資信託の場合の収益分配金については、外国の所得源泉地国で税金が源泉徴収されているときは、その源泉徴収後の金額に対して金融機関等は日本の税金として 20.42%（国税等）の源泉徴収をしますが、納税者は総合課税に係る配当所得として確定申告をする必要があります。

収益分配金の為替換算は受け取るべき日の電信買相場で換算します。確定申告する場合、外国の所得源泉地国で源泉徴収された税額は、外国税額控除の対象となります。

外国公社債投資信託の収益分配金に対する課税は、外国債券と同じです。

2) 国内の金融機関等を通じないで取得する収益分配金

株式証券投資信託の収益の分配金は配当所得に該当します。配当の所得源泉地（3(4)(イ)外貨建て資産の所得の源泉地 p.31 参照）は、配当の支払法人等の居住地国（所在地）となります。証券投資信託の分配金の支払法人等はトラスト（信託）となり、その所在地は証券投資信託の目論見書に記載されています。

所得源泉地が国外となる場合は外国株式の配当と同じように、通常、租税条約（3(4)居住者の国際投資による収益に対する二つの課税の考え方と租税条約 p.31 参照）における制限税率を上限として源泉徴収課税がされます。

日本での課税ですが株式証券投資信託の収益分配金は配当所得に該当し、国内の金融機関等を通じていないため、日本の源泉徴収が行われないことを除き、国内の金融機関等を通じて取得する収益分配金と同様です。

(b) 証券投資信託の譲渡に対する課税

1) 国内の金融機関等を通じて取得した証券投資信託を譲渡した場合の課税

証券投資信託の譲渡に係わる所得源泉地（3(4)(イ)外貨建て資産の所得の源泉地 p.31 参照）は、譲渡所得が生じた場所です。では譲渡所得が生じた場所ですが、これは売主と買主の居住地国の税法により判断することになります。日本の国内法で有価証券の譲渡所得が生じた場所を日本と規定している株式の譲渡は、国内有価証券市場において譲渡されるもの、国内にある金融機関等の営業所を通じて譲渡されるもの、契約等に基づく引渡しの義務が生じたときの直前において証券もしくは証書またはその権利を証する書面が国内にあるものです。

日本国内の金融機関等を通じて取得した証券投資信託は、原則として金融機関等において保護預りがされています。したがって、譲渡の場合は金融機関等を通じて譲渡することになるため、日本が所得源泉地となります。ただし、金融機関等を通じない相対取引の場合には、買主と売主とのそれぞれの国内法を勘案していずれの国が所得源泉地となるかを決定します。

では、日本における課税ですが、株式証券投資信託を譲渡した場合の所得は株式等にかかわる譲渡所得の金額として課税され、公募株式証券投資信託の譲渡益に対して 20.315%（国税等 15.315%、地方税 5%）の税率により課税されます（申告分離課税）。譲渡損が発生した場合は上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等（申告分離課税を選択したもの）との相殺は認められ、その相殺後も譲渡損が残った場合には、その譲渡損失は翌年以降 3 年間繰り越すことができます。

私募株式証券投資信託を譲渡した場合の譲渡した場合の譲渡所得に対しては 20.315%（国税等 15.315%、地方税 5%）の税率で課税され、譲渡損は翌年以降への繰越はありません。

また、償還益につきましては、投資信託の終了に伴い支払われる償還金額のうち、投資信託の元本を超える部分の金額は原則、配当所得とされますが、公募証券投資信託等の上場株式等に該当する場合には、償還金額は譲渡所得等に係る譲渡収入とみなして課税されることになっています。

外国公社債投資信託の譲渡損益は、外国債券の譲渡損益と税務上の取り扱いとは同じく、譲渡所得に該当します。

2) 国内の金融機関等を通じないで取得した証券投資信託を譲渡した場合の課税

証券投資信託の譲渡に係わる所得源泉地（3(4)(イ)外貨建て資産の所得の源泉地 p. 31 参照）は、譲渡所得が生じた場所です。では譲渡所得が生じた場所ですが、これは売主と買主の居住地国の税法により判断することになります。証券投資信託の譲渡については、株式の譲渡とする国と株式以外の譲渡とする国とがあり、これによって所得源泉地国の課税があるかどうかが変わってきますので注意が必要です。通常、租税条約（3(4)居住者の国際投資による収益に対する二つの課税の考え方と租税条約 p. 31 参照）上では株式の譲渡とされています。

では、日本における課税ですが、国内の金融機関等を通じて取得した証券投資信託を譲渡した場合の課税と同様です。

(5) グローバル・ソブリン・オープン

(イ) 商品の概要説明

ファミリー・ファンド方式により、世界主要先進国（グローバル）、特に米国、ドイツ、フランスなど信用力の高い国を主要投資対象とし、それらの国のソブリン債（政府・政府機関・世界銀行等の国際機関が発行する債券）に分散投資し、リスク分散をはかったうえで、長期的に安定した収益の確保を図っていこうとする商品です。商品名にあるオープン（型）というのは追加型ともいい、契約型投資信託の種類です。ファンドの当初の募集後も追加募集ができ、投資信託の運用開始後であっても、いつでも取得・換金が可能というもので、信託財産の増加が可能なタイプです。反対に、単位型（ユニット型）というものがあり、これは最初に募集・設定された信託財産が償還日まで運用されるタイプで、追加募集ができないものです。

ファミリー・ファンド方式とはファンドがファンドに投資する形態の投資信託をいいます。投資家が購入するファンドをベビー・ファンド、そのファンドが投資するファンドをマザー・ファンドと呼び、これらを総称したものがファミリー・ファンドです。

外国株に投資するファンドに、為替ヘッジがあるものと、為替ヘッジがないもの
とを設定し、一つのマザー・ファンドに投資を行うという構造がよくあります。

ファミリー・ファンドは後述いたしますファンド・オブ・ファンドに似ていますが、マザー・ファンドは投資家が直接購入できないといったこと、また、ファンド・オブ・ファンドが複数のファンドを投資対象とできるのに対し、ファミリー・ファンドにおけるベビー・ファンドは自分のファンドのマザー・ファンドにしか投資できないといった点が異なります。

ファミリー・ファンドの利点としては、きわめて少ない資金を効率的に運用できる
ということです。ベビー・ファンドは小さくても、複数のベビー・ファンドを集
結し、マザー・ファンドの規模を大きくすることで、大量の資金を効率的に運用で
けるといったメリットが生かれます。

グローバル・ソブリン・オープンの基準価額は、当該ファンドの資産を時価評価
した価値を、1 万口あたりに換算した価額です。もともとこのファンド自体は、当
初元本 10,000 円（1 口=1 円）でスタートしていますが、1 万口あたりのファンド
の時価を基準価額として毎日算出しています。日本経済新聞朝刊の「オープン基準
価格」欄（略称「グ毎月」と表記）や販売会社の HP 等で基準価額が確認できます。

この基準価額は、「金利変動」、「為替変動」、「投資先国の信用力」3つの要因
で変動します。

まず、金利変動ですが主に外国債券に投資を行うため、投資先の金利水準が変動
すると債券価格が変動し、基準価額が動く要因となります。具体的には投資先国の
金利上昇は債券価格の下落要因となり、基準価額が下落しやすくなります。逆に、
投資先国の金利低下は債券価格の上昇要因となり、基準価額が上昇しやすくなりま
す。

次に為替変動ですが、主に外貨建て資産に投資を行うため、通貨の為替変動は基
準価額が動く要因になります。具体的には投資先国の通貨が高くなり、円安にな
ると、基準価額が上昇しやすくなります。逆に、投資先国の通貨が安くなり、円高に
なると、基準価額が下落しやすくなります。

最後に、投資先国の信用力の変化ですが、投資先国の経済情勢や各投資対象の格
付けの変更により、債券価格が変動し、基準価額が動く要因になります。

(ロ) 課税関係

株式投資信託に該当し証券投資信託と同じです。

このグローバル・ソブリン・オープンもそうですが外債ファンドといわれるこの種の投資信託は、通常「追加型株式投資信託」として販売されています。外国債券に投資していますが公社債投資信託に分類しない理由は、為替相場の変動が受けやすく通常の公社債投資信託よりも基準価格が動きやすいといった商品特性から、投資信託協会としては株式投資信託とみなそうといった考え方があるようです。

株式投資信託か公社債投資信託かの税制上の取り扱いですが、約款に「株式を組み入れることができる」と記載されていれば、実際には外国債券にしか投資していなかったとしても株式投資信託として取り扱うことになっています。グローバル・ソブリン・オープンは税制上、株式投資信託として取り扱います。

次に配当控除についてですが、配当控除の適用を受けるには、約款上、外貨建資産及び非株式の投資割合の上限が一定以下であることが必要です。グローバル・ソブリン・オープンは外貨建資産及び非株式への投資に特に制限を設けていないため、配当控除を受けることはできません。

株式投資信託の配当控除の対象額

| 株式組入割合 外貨建資産の割合 | 50%超 | 25%超 50%以下 | 25%以下 |
|--------------------|-----------|------------|-------|
| 50%以下 | 株式配当の2分の1 | 株式配当の4分の1 | |
| 50%超 75%以下 | 株式配当の4分の1 | 株式配当の4分の1 | |
| 75%超 | 配当控除の適用なし | | |

(6) 仕組み債

(イ) 商品の概要説明

仕組み債とは、一般的には為替レートや株価指数などの動向により、利率や償還額あるいは償還の形態が変動する債券のことをいいます。その種類は多種多様であり、投資家の個別のニーズを考慮して金融商品を組み合わせることも可能です。特徴としては、オプション、スワップ等のデリバティブが使われていること、原則として途中売却できないこと、投資家の投資目的、投資しようとする期間、相場に対

する予想、リスク許容度などに応じて、既発債をまとめてパッケージする、あるいは様々なデリバティブを組み込んでオーダーメイド発行することが可能であること等が挙げられます。

仕組み債には様々なものがありますが、列挙しますと他社株転換債（EB債）、デュアルカレンシー債、リバース・デュアルカレンシー債、リパッケージ債などがあります。

以下に説明しますと

●他社株転換債（EB債）

他社株転換債とは、仕組み債の一種で、「日本に支店をもたない外国法人が東京証券取引所第1部上場会社等発行の普通株式を転換対象株式とし、その転換対象株式の株価動向によって、債券の額面金額の金銭で償還したり、又は転換対象株式で償還したりする仕組みの債券」です。

これは販売するときは債券なのですが、一定の条件を満たした場合には、金銭による償還をせずに発行会社とは異なる他社の「株式」で償還されるというものです。正式名は他社株転換条項付債券といい、「他社転」（たしゃてん）と呼んだり、英語の Exchangeable Bond の頭文字をとって「EB債」ともいいます。よく似たものに転換社債というものがありますが、転換社債とは似て非なるもの、いや、全く違うものです。

ここで転換社債を説明しますと、転換社債とはあらかじめ定められた価格（転換価額）で発行会社の株式に転換することができる債券です。株式に転換するかどうかは債券の所有者に決定権があります。したがって、債券の所有者は株価が転換価額を上回っている時には株式に転換し、株価が転換価額を下回っている時には金銭による償還を選択します。債券の所有者は株式に転換する権利を有しており、当然のことながら、債券所有者の意思で株式に転換した方が有利な場合にのみ株式に転換することになります。

これに対して、他社株転換債の場合、転換対象株式の株価があらかじめ定められた行使価格を上回っている場合には債券の額面で償還されますが、行使価格を下回っている場合には強制的に（株価が下落した）転換対象株式の現物で償還されてしまいます。株式で償還された場合、債券の額面と株式の時価との差額が

実質的に償還差損となります。債券所有者は、転換対象株式の株価が下がった不利な場合に株式で償還されてしまうリスクを負っていることとなりますが、その見返りとして普通債券よりも高い利子を受け取ることができるようになっていきます。

また、これよりも複雑な他社株転換債では、株式で償還される条件としてノックインやノックアウトといった条項が付されているものもあります。

この場合ノックイン条項とは、転換対象株式の株価が下落しあらかじめ定められた価格（「ノックイン価格」例 1,600 円）に到達した場合（「タッチした場合」）にのみ株式で償還される条項をいいます。例えば、他社株転換債の償還日の転換対象株式の株価が行使価格（例 2,000 円）以下（例 1,700 円）になっていても、それまでの間に一度もノックイン価格（例 1,600 円）にタッチしていなければ額面で償還されることとなります。

一方、ノックアウト条項とは、転換対象株式の株価が上昇しあらかじめ定められた価格（「ノックアウト価格」例 2,100 円）にまでタッチすると額面での償還が確定する条項です。例えば、他社株転換債の償還日までの間に転換対象株式の株価が一度でもノックアウト価格以上に達した場合、償還日に転換対象株式の株価が、行使価格（例 2,000 円）からどんなに下落（例 1,000 円）していても額面で償還されます。

ノックイン条項やノックアウト条項が付されている他社株転換債をそれぞれ「ノックイン型」、「ノックアウト型」といい、ノックイン型とノックアウト型を総称し「バリア型」といいます。また、ノックイン価格やノックアウト価格は、それに到達することによって償還方法が変わるため、トリガ（引き金）を引いた状態を連想し、「トリガー価格」ともいいます。

もっと複雑な他社株転換債ではノックイン条項とノックアウト条項の両方が付されている「ダブルバリア型」（上下両サイドにトリガー価格を設定しているため）といわれるものもあります。

ノックイン条項やノックアウト条項が付されていると（下落した）株式で償還される確率は低くなりますが、その代わりに投資家が受け取る利子が低くなるように設定されていたり、行使価格が高くなり株式で償還された時の損失（下落

している含み損）が大きくなるように設定されたりします。

また、他社株転換債のデフォルト・リスクというものは、転換対象株式を発行する企業がデフォルト（債務不履行）した場合、当然に株価に影響が及ぶことから、換対象株式を発行する企業のデフォルト・リスクを負っていることとなります。また、他社株転換債を発行する発行体自体がデフォルトし、元利金支払や株券の引渡しができなくなることも考えられます。ただし、通常、発行体は高格付の外国政府系機関や外国銀行となっており、発行体のデフォルト・リスクは小さくなっています。

●デュアルカレンシー債、リバース・デュアルカレンシー債

債券発行時の通貨と利払い時の通貨が同じで、償還通貨が異なる債券（例えば円建てで発行、円建てで利払い、ドル建てで償還など）元金の払込み通貨、利子の利払い通貨、償還通貨のいずれかに異なる二種類の通貨が使われる債券で、二重通貨債ともいいます。

「債券発行時の代金の払込みと利払いが円建てで、償還が外貨建て」のタイプをデュアルカレンシー債といい、「債券発行時の代金の払込みと償還が円建てで、利払いが外貨建て」のものをリバース・デュアルカレンシー債といいます。円建てで支払われる部分については、為替変動の影響を受けませんが、外貨建てで支払われる部分については、それを円で受け取る際に為替変動の影響を受けることとなります。為替変動によるリスクを外貨建ての部分に限定するしくみになっています。

通常、金利格差の大きな通貨の組み合わせで発行され、外貨は、米ドルや豪ドルの他、カナダドルやニュージーランドドルが使用されます。これは二国間の金利格差が大きい場合に高金利国の企業が低金利国で資金を調達するために発行するためです。債券の発行者は、海外の公的機関や海外企業などです。また、満期まで保有すれば、発行体のデフォルト（債務不履行）がない限り、元本割れはありません。

また、デュアルカレンシー債のなかでも、あらかじめ定められた水準まで円高が進まなければ、元本の償還も円で行われるといった円償還特約のついたもの（為替オプションデュアルカレンシー債）もあります。

デュアルカレンシー債のメリットとしては円建て外債より金利が高くなっているうえ、為替が円安になれば為替差益を得ることができるということです。デメリットとしては為替が円高になれば為替差損が生じるということと、発行体が海外企業であるため情報が十分得られないことです。

期間は2～3年が中心です。いつでも売却して換金することができますが、流動性は低いと考えた方がいいでしょう。

●リパッケージ債

過去に発行された債券を集め、その既発債券のキャッシュフローを投資家にとって魅力のあるものになるよう、通貨・金利スワップ等のデリバティブを使って、新たに別の債券として（リパックして）発行されたものです。

例えば、流動性の劣る発行済みの割安な債券などを集めて担保にし、変動利付債や固定利付債に変え、新たに債券を発行するのです。

詳しく解説しますと特別目的会社（SPC）を利用し、既に発行された有価証券等を担保にした上で、その有価証券等のキャッシュフローを組み替えて新たに債券を組成（リパック）します。

例えば、既発のB社のドル建社債を保有させるため、特別目的会社Q社を設立します。

Q社はB社のドル建社債から受け取るドル建の元利金をスワップ取引によって円建てに変換し、その円建てのキャッシュフローを担保とした円建債券を発行します。こういった手順で発行した債券を、特別目的会社Q社を利用したB社のドル建社債のリパッケージ債といいます。ユーロ市場（*）ではよく使われる手法です。

*ユーロ市場

自国以外の金融機関に預けられた通貨、非居住者（3(1)居住者と非居住者の区分の重要性 p.30 参照）によって保有されている通貨をユーロマネーといい、このユーロマネーを対象にしに取引している市場をユーロマネー市場とかユーロ市場といいます。

ユーロ市場で発行される債券をユーロ債と呼びます。ユーロ市場で発行される債券は、その債券の表示通貨をユーロの後に続け、円債なら「ユー

ロ円債」、ドル債なら「ユーロドル債」といいます。

間違いやすい点ですが、ユーロマネーとは国境を超えて預けられた通貨のことであり、その場所はユーロ（ヨーロッパ）に限定している訳ではなく、この市場の始まりがヨーロッパであったことに由来しています。

また、特別目的会社（SPC）とは特定の資産を担保にした有価証券の発行、資産の原保有者からの買い取り、譲受資産に関する信用補完、投資家への収益の配分など、限定された目的のために設立される会社のことをいいます。一般的には、ケイマンやバミューダなど海外のタックスヘイブンと呼ばれる税制上優遇措置のある国や地域に設立されています。

ちなみに日本の「資産の流動化に関する法律」により設立される「特定目的会社」も特別目的会社（SPC）の一種です。

なお、リパッケージ債はCBO（社債担保証券）とよく似ていますが、異なる点は、リパッケージ債についてはスワップによりキャッシュフローが変換される際、既発債である担保債券のキャッシュフローと新たに発行される債券のキャッシュフローとが1対1で対応しているのに対して、CBO（社債担保証券）では、多数の銘柄の担保債券による複数のキャッシュフローを前提にして優先債、メザニン債、劣後債などを発行し、新たに発行する債券に優先劣後構造を持たせる点で異なっています。

- (ロ)課税関係

原則的に公社債の課税と同じです。しかし、オプション等を利用するエクイテイ型とよばれるものについては個別の判断が必要です。

上記の例では他社株転換債（EB債）がエクイテイ型に該当しますが、これも原則的に公社債と同じ課税で利子に対しては利子所得として20.315%の課税となり、売却益は譲渡所得課税。株式で償還された場合は、償還の日における当該上場株式等の価額を取得価格として、他社株転換債（EB債）の取得価格との差額は償還損益となり、譲渡所得として申告分離課税の対象となります。

(7)ファンド・オブ・ファンズ

(イ)商品の概要説明

複数の投資信託を組み入れて運用する投資信託です。通常の投資信託は株式、国

債、社債、ローン、金融デリバティブなどに投資しますが、このファンド・オブ・ファンズは投資信託に投資します。つまり、他の投資信託に投資する投資信託ということになります。自社で運用している投資信託に投資するもの、他社が運用する投資信託に投資するもの、海外の投資信託に投資するものなど様々なパターンがあります。

メリットとしては、まず、分散投資によりリスク軽減ができること。例えば、海外での代表的なものに、ヘッジファンドに投資するファンド・オブ・ファンズがありますが、これはハイリスク・ハイリターンのヘッジファンドに運用を任せると同時に、複数のヘッジファンドに分散投資することにより、巨大な資金量で大きくなってゆく投資リスクを分散効果によって抑えるようにしています。

また、集めた純資産総額が小さくても純資産総額が大きい他の投資信託に投資することによって、規模のメリットにより取引手数料や維持費などが安くなります。そして、各ファンドへの資産配分はファンド・オブ・ファンズの設定者側が決定し、銘柄選択は各ファンドが行なうことで、調査・分析等の情報を共有することが可能になり資金運用の効率化が図れます。

(ロ) 課税関係

株式投資信託に該当し証券投資信託と同じです。

3 日本の居住者が国際投資を行う場合の税務に関する基礎知識

(1) 居住者と非居住者の区別の重要性

個人が国際取引を行った場合、海外と国内の課税を考える上で、その個人がわが国の「居住者」に該当するのか、あるいは「非居住者」に該当するのか又は、居住者であっても「永住者」に該当するのか、「非永住者」に該当するのかの判断は非常に重要となってきます。

なぜなら、居住者に該当するか否かで課税される範囲が異なってくるからです。

例えば、わが国の居住者でかつ永住者に該当すれば国内から生ずる所得にも国外から生ずる所得にも日本の税金が課税され、また、居住者に該当しなければ（非居住者に該当すれば）、日本から生じる所得についてしか課税されないことになっているためです。

(2) 居住者・非居住者区分の判定

わが国の所得税法では、居住者とは、国内に住所があり、又は、現在まで引き続いて1年以上居所がある個人をいい、居住者以外の個人を非居住者と定めています。また、居住者のうち日本に国籍を有しておらず、かつ過去10年間のうち5年以下の期間、国内に住所又は居所を有している個人を非永住者といいます。居住者のうち非永住者以外の人を永住者といいます。

ここでいう住所とは個人の生活の本拠をいいます。生活の本拠かどうかは客観的な事実によって判断し、その人の生活がそこを中心に営まれている場所かどうかで住所が決まります。また、滞在地が2か国以上にわたる個人の場合には、その人の職務内容や契約等を基に住所の推定を行うこととなります。

そして、居所とは生活の本拠ではないが、その個人が現実に居住している場所をいいます。

(3) 居住者・非居住者の所得税の課税範囲

個人の所得税の課税範囲は上記で説明いたしましたように3つに区分して考える必要があります。

- ・ 居住者のうち永住者
- ・ 居住者のうち非永住者
- ・ 非居住者

(イ) 居住者のうち永住者の課税範囲

国内源泉所得及び国外源泉所得が課税対象となります（全世界所得課税）。

(ロ) 居住者のうち非永住者の課税範囲

国内源泉所得及び国外源泉所得のうち国内において支払われ、又は国外から送金されたものが課税対象となります。

ここで、国内源泉所得とは、日本を所得の発生場所（所得源泉地）とする所得をいい、国外源泉所得とは、外国を所得の発生場所（所得源泉地）とする所得をいいます。

(ハ) 非居住者

国内源泉所得についてのみ日本で課税されます。

居住者と非居住者の区分及び課税範囲をまとめますと表1のようになります。

表1. 居住者・非居住者の課税範囲

| | |
|--|---|
| 居住者 日本国内に住所を有しているか、または国内に引き続いて1年以上居所を有する個人 | 永住者 非永住者以外の居住者。したがって、日本に国籍を有している者、または日本国籍の有無にかかわらず過去10年間のうち国内に5年を超える期間、住所又は居所を有する個人 課税範囲・・・全世界所得 |
| | 非永住者 日本国籍を有しておらず、かつ、過去10年間のうち国内に5年以下の期間、住所又は居所を有する個人 課税範囲・・・国内源泉所得、及び国外源泉所得のうち国内において支払われ又は国外から送金されたもの |
| 居住者以外の個人（非居住者） 国内に住所かつ居所を全く有しないか、あるいは国内に居所を有している期間が1年未満であり、かつ、国内に住所を有しない個人 課税範囲・・・国内源泉所得 | |

(4) 居住者の国際投資による収益に対する二つの課税の考え方と租税条約

(イ) 外貨建て資産の所得の源泉地

外貨建て資産から発生する所得は、日本を所得の発生場所とするものと外国を所得の発生場所とするものとがあります。所得の発生場所は所得源泉地といえます。

(ロ) 源泉地国課税と居住地国課税

国際間取引に対する課税方法については二つの考え方があります。一つは「源泉地国課税」といわれるもので、所得源泉地国が、その国の居住者、非居住者にかかわらず、その国内で生じた所得のすべてに対して課税するという考え方です。

また、もう一つは「居住地国課税」といわれるもので、納税者の居住地国がその納税者の全世界所得（国内所得と国外所得）に対して課税するという考え方です。

国際間取引により発生した所得の課税権の範囲を源泉地国課税の場合ならばその国を源泉とする所得との関係により認識し、また、居住地国課税の場合は居住する者との関係により認識するものですが、その結果、国外を源泉地国とする所得については源泉地国と居住地国との両国から重複して課税されるケースが発生する可能性があります。そこで、この二重課税等の問題には各国間で租税条約を結び調整するようにしています。特に日本のように永住者である居住者について全世界所得を課税範囲としている国の居住者については、必ずこの二重課税の調整が必要となってきます。

(ハ) 所得源泉地国による課税と租税条約

外国を所得源泉地国とする所得については、原則としてその所得源泉地国で課税が生じます。また、所得源泉地国での課税はその国の税法と租税条約によって判断します。

租税条約とは2国間の税金に関する条約で、所得源泉地国の課税範囲や税率、二重課税の排除等の調整を定めています。この租税条約による取り決めは、各国の税法に優先します。但し、租税条約よりも所得源泉地国の規定を適用した方が有利なケースでは、その有利な方の規定を優先適用することができます。なお、租税条約を締結していない国が所得源泉地国となる所得に対する課税は、その所得源泉地国の税法に従います。

なお、2国間において租税条約を新たに締結したり、既存の租税条約を改定する場合の雛型として OECD モデル条約があります。

OECD モデル条約とは、OECD（経済協力開発機構）から公表された租税条約の基準となる雛型で、この規定には強制力はありませんが、国際的に認められたものであり、通常、各国が租税条約を締結する際には OECD モデル条約に準拠する形になっています。また、一度締結した租税条約の条項に付されていないことがあった場合には、この OECD モデル租税条約の詳細な注釈が個別の租税条約の解釈に参照されることが多くあります。

(5) OECD モデルでの所得源泉地国の判定と各所得区分ごとの課税の定め

(イ) 所得源泉地国

所得の発生場所である国、いわゆる所得源泉地国がどこの国になるかの判定は国際間課税を考える上で非常に重要となってきます。この判定は実際には日本と所得が生じた国との租税条約により決定するのですが、OECD 条約モデルでは次のように定められています。

不動産所得：不動産の所在地を所得源泉地国とします。不動産の定義は、その財産の所在する条約締結国の法令に従います。また、不動産所得とは不動産の直接使用、及び賃貸等の使用から生じる所得をいいます。

配当所得：配当を支払う法人の居住地を所得源泉地国とします。また、配当の定義は、株式、受益株式、鉱業株式、発起人株式その他の利得の分配を受ける権利（信用にかかわる債権を除く）から生じる所得及びその他の持分から生じる所得です。

利子所得：利子の支払者の所在地を所得源泉地国とします。

譲渡所得：不動産の譲渡の場合はその不動産の所在地、その他の資産の場合については、居住地国課税とされております。

その他所得：居住地国課税とされております。

(ロ) 各所得区分ごとの源泉地国課税か居住地国課税かの定め

国際間取引で生じた所得に対して源泉地国課税をするか居住地国課税をするかは、各所得の種類ごとに租税条約で定められることとなります。OECD 条約モデルでは次のように定められています。

不動産所得：所得源泉地国課税

配当所得：所得源泉地国課税

利子所得：所得源泉地国課税

譲渡所得：不動産の譲渡の場合は所得源泉地国課税

その他の資産の場合については居住地国課税

その他所得：居住地国課税

ここで注意しておくべきことは、例えば国外を源泉地国とする所得で租税条約において居住地国課税となっている場合には、所得源泉地国（国外）では課税されな

いということですが。

また、逆に国外を源泉地国とする所得で租税条約において所得源泉地国課税となっている場合には、所得源泉地国（国外）で課税されるということになります。このケースでは、課税される者が日本の居住者であれば所得源泉地国（国外）での課税と日本での課税とが行われ二重課税が発生することになります。ただし、二重課税が発生した場合には、外国税額控除等の措置により課税の公平が図られるよう工夫されております。

(6) 居住者に対する所得税課税の概要

前述いたしました通り、居住者は所得が国内で生じたか、国外で生じたかを問わず、原則として全ての所得に対して日本の所得税が課税されることとなります。つまり外貨で生じた所得については、日本の円に換算し、円で生じた所得と合算して所得金額を計算することとなります。

(イ) 所得の計算

国外を源泉地国とする所得の計算は、総合課税の対象となる所得として利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、譲渡所得、一時所得、雑所得の8種類、分離課税の対象となる所得として土地建物等の譲渡所得、山林所得、退職所得、株式等に係る譲渡所得の金額の4種類が定められています。

(a) 利子所得

利子所得のうち国内において国内において支払を受けるべき特定公社債等の利子等については20.315%（国税等15.315%、地方税5%）の税率により源泉徴収され、申告分離課税の対象となります。金融機関等から受ける預金利子、特定公社債以外の公社債の利子は20.315%（国税等15.315%、地方税5%）の源泉分離課税とされ、総合課税の対象になりません。

一方、外国において支払を受ける預金利子など、国内の金融機関を通じないで受ける預金利子は日本の所得税が源泉徴収されないため、総所得金額に算入されることとなり、総合課税の対象とされます。

また、外貨で得た利子収入の為替換算については、受取るべき期日が契約等で定められているときは、その受取るべき日の電信買相場を用い、定められていないときは受取った日の電信買相場を適用します。ただし、受取るべき日が定めら

れている場合でも実際の支払が著しく遅延しないならば、受取った日の電信買相場を選択して換算することができます。

(b) 配当所得

1) 国内の支払い取扱者を通じて支払いを受ける上場株式の配当

持株割合 3%未満の株主が受ける配当については 20.315%（国税等 15.315%、地方税 5%。）の源泉徴収がなされ、申告分離課税の対象となりますが、総合課税、申告不要を選択することもできます。

持株割合 3%以上の株主（大口株主）が受ける配当については 20.42%（国税等）の源泉徴収を受けたうえ総合課税で確定申告をする必要があります。

2) 国内の支払い取扱者を通じて支払いを受ける上場株式以外の配当

同族会社など非上場の会社から受取る配当については、20.42%（国税等）の源泉徴収を受けたうえ総合課税で確定申告をする必要があります。

但し、1銘柄につき1回の配当が5万円以下（配当の計算期間が1年以上の場合には10万円以下）の少額な配当であれば、20.42%（国税等）の源泉徴収だけを受けて、確定申告を省略することができます。なお、非上場株式の配当金については地方税の源泉徴収がないため、少額な配当を理由として所得税の確定申告を省略したとしても、住民税の確定申告は必要です。3) 国内の支払取扱者を通さずに支払を受ける配当

外国に所在する証券会社から外国株式を取得した場合は、日本の支払取扱者が介在しないので、日本で源泉徴収することができません。そのため、日本において確定申告する必要があります。配当に対する課税は国内において受領した配当と同様ですが、外国法人からの配当については配当控除の適用はなく、また、少額配当に係る確定申告不要制度の適用もありません。

4) 外貨で受取った配当の為替換算

外貨で得た配当収入の為替換算については、受取るべき期日が契約等で定められているときは、その受取るべき日の電信買相場を用い、定められていないときは受取った日の電信買相場を適用します。ただし、受取るべき日が定められている場合でも実際の支払が著しく遅延しないならば、受取った日の電信買相場を選択して換算することができます。

(c) 不動産所得

日本国内か外国かを問わず所有する不動産及び外国に所有する不動産より生ずる賃貸料収入から減価償却費等の必要経費を控除した金額を総所得金額に算入し、総合課税で確定申告をします。

また、外貨で得た不動産収入の為替換算については、電信買相場を用い、必要経費の換算は電信売相場を用います。換算に適用すべき為替レートは、所得税法上も法人税法上も受取るべき日、又は支払うべき日の為替レートを基準としますが、換算するレートを個別に変更していたのでは煩雑で事務負担も重いいため、実務的には所得の計算期間の平均レートを用いるのが一般的です。

(d) 事業所得

日本国内、あるいは外国を問わず個人が行う事業から生じた所得で、その事業より生じた収入から減価償却費等の必要経費を控除した金額を総所得金額に算入し、総合課税で確定申告をします。

(e) 給与所得

国内源泉所得にかかわる給与所得及び国外源泉所得にかかわる給与所得いずれも総合課税により課税されることとなります。

(f) 譲渡所得

日本国内、外国を問わず資産の譲渡にかかわる所得については、土地建物等及び株式以外の資産譲渡については総合課税の対象となる譲渡所得となり、土地建物等及び株式の資産譲渡については分離課税の対象となる所得となります。

1) 土地建物等及び株式以外の資産譲渡

譲渡収入金額から取得費と譲渡費用を控除して譲渡益を求め、さらに 50 万円の特別控除額を控除して譲渡所得を計算します。

所有期間が資産の取得の日以後 5 年以内の日に譲渡した場合は短期譲渡所得に、5 年を超えた日に譲渡した場合は長期譲渡所に分類し、長期譲渡所得に分類される所得はその 2 分の 1 が課税対象となります。

また、国外資産を売却したこと等により外貨により受取る譲渡収入金額はその受取るべき日の電信買相場を適用して換算し、支払うべき譲渡費用はその支払うべき日の電信売相場を適用して換算します。

2) 土地建物等の譲渡

譲渡収入金額から取得費と譲渡費用を控除して譲渡益を求め、さらにそのケースごとに適用できる特別控除額を控除して譲渡所得を計算します。

譲渡のあった日の属する年の1月1日において、その取得をした日の翌日から引き続き所有していた期間が5年以下の土地建物等の譲渡による所得は短期譲渡所得に分類し、5年を超える土地建物等の譲渡による所得は長期譲渡所得に分類します。この場合、長期譲渡所得に対する税率は20.315%（国税等15.315%、地方税5%）、短期譲渡所得に対する税率は39.63%（国税等30.63%、地方税9%）となります。

また、国外の土地建物等を売却したこと等により外貨により受取る譲渡収入金額はその受取るべき日の電信買相場を適用して換算し、支払うべき譲渡費用はその支払うべき日の電信売相場を適用して換算します。

3) 株式・債券等の有価証券の譲渡

譲渡収入金額から取得費と譲渡に要した売買手数料等の譲渡費用を控除して譲渡所得を計算します。

株式・債券等の有価証券を譲渡した場合は他の所得と分離して課税（分離課税）され、証券会社に特定口座を設ける等一定のケースを除いては原則として確定申告が必要です。

株式・債券等の有価証券の譲渡については、「一般株式等」と「上場株式等」に区別し、税率は20.315%（国税等15.315%、地方税5%）で申告分離課税により課税されることとなります。

4. 特定口座

一般投資家の申告納税事務を簡素化するために新設された制度です。これは証券会社に特定口座を開設し、その口座内における上場株式等の譲渡による所得の金額を、他の株式等の譲渡による所得と区別して計算することができるという制度です。特定口座内で生じる所得に対して源泉徴収されること（源泉徴収あり）を選択した場合には、その特定口座における上場株式等の譲渡による所得は申告不要とすることができます。

特定口座を開設する際には「源泉徴収あり」と「源泉徴収なし」とのいずれかを選択する必要がありますが、この二つの大きな違いは確定申告の

有無です。特定口座を開設した場合の「源泉徴収あり」、「源泉徴収なし」と特定口座を開設しない場合の「一般口座」とを比較しますと次の表のようになります。なお、一つの証券会社に「特定口座」と「一般口座」を一つずつ持つことができますが、特定口座は「源泉徴収あり」か「源泉徴収なし」かのいずれかを選択しなければなりません。当然のことながら一つの証券会社で「源泉徴収あり」と「源泉徴収なし」との二つの特定口座を持つことはできません。

| | 特定口座 | | 一般口座 |
|---------------|---|---|---|
| | 源泉徴収あり | 源泉徴収なし | |
| 確定申告の有無 | 確定申告不要。但し、損失が出た等により口座外の他の株式の譲渡損益と損益通算をしたいならば確定申告をする必要がある。 | 確定申告必要。 給与所得者で株式売却益を含めた給与以外の所得の合計が20万円以下の場合には申告不要。 | 確定申告必要。 給与所得者で株式売却益を含めた給与以外の所得の合計が20万円以下の場合には申告不要。 |
| 利便性 | 売却するたびに証券会社が譲渡損益を計算し、所得税・住民税を源泉徴収するので手間がかからない。 | 証券会社が作成した「年間取引報告書」の金額を申告書に転記し、簡単に確定申告をすることができる。他の証券会社の口座と損益通算する場合や、損失の繰越を利用するときもこれで簡単に申告が可能。(この源泉徴収なしの特定口座は、簡易申告口座とも呼ばれています。) | 取引明細を保存しておき、取引ごとに譲渡損益を自ら計算して確定申告する必要がある。 |
| 本人の合計所得金額への算入 | 源泉徴収のみで確定申告をしなかった場合は、算入しない。 | 算入する。 | 算入する |
| 税務署へ提出される書類 | 特定口座年間取引報告書および支払調書は提出されない。つまり税務署はこの所得について個人を特定できない。 | 特定口座年間取引報告書のみ提出 | 支払調書を提出 (1回の売却金額30万円超) |

ロ. 国内の証券会社を通じない株式の譲渡

日本で源泉徴収をすることができないため、確定申告をしなければなりません。

確定申告の方法は、前述いたしましたように譲渡収入金額から取得費と譲渡に要した売買手数料等の譲渡費用を控除して株式の譲渡所得を計算し、総合課税となる他の所得と分離して申告（分離課税）します。譲渡所得に対して 20.315%（国税等 15.315%、地方税 5%）の税率により課税されることとなります。

(g) 一時所得

一時所得とは、営利を目的とする継続的行為から生じたものでも、労務や役務の対価でもなく、資産の譲渡等による対価でもない一時的な性質の所得をいいます。この所得には、次のようなものがあります。

- ・懸賞や福引きの賞金品、競馬や競輪の払戻金
- ・生命保険金の一時金や損害保険の満期返戻金
- ・法人から贈与された金品（業務に関して受けるもの、継続的に受けるものは給与等になりますので除きます。）
- ・遺失物拾得者や埋蔵物発見者の受ける報労金など

また、一時所得は収入金額からその収入を得るために支出した金額を控除した金額に 50 万円の特別控除を引いて所得金額を算出しますがさらにその金額を 2 分の 1 して他の所得と合計し、総合所得として税金が計算されます。

一時所得については国内及び国外源泉所得とも上記の計算により、総合所得として計算されます。

(h) 雑所得

雑所得とは、外貨建預金の換算に伴う為替差益、金投資（貯蓄）口座の差益、割引債の償還差益、年金や恩給などの公的年金等、非営業用貸金の利子、著述家や作家以外の人受ける原稿料や印税、講演料や放送謝金などのように、他のいづれの所得区分にも当たらない所得をいいます。

雑所得は原則として総収入金額から必要経費の額を控除して求め、他の所得と合計し、総合所得として税金が計算されます。

但し、外貨預金の換算に伴う為替差益、割引債の償還差益等については、源泉徴収により課税関係が完了する源泉分離課税となっており、また、商品先物取引、有価証券先物取引などに係る差金等決済により得た雑所得については申告分離課税とされ、他の所得と分離して20.315%（国税等15.315%、地方税5%）の税率で課税されます。

なお、国外源泉所得のうち雑所得に区分されるものは、国内源泉所得の場合と同じように総収入金額から必要経費の額を控除して求めますが、日本の源泉徴収ができないため申告分離とされる雑所得はありません。また、外国である所得源泉地国で支払った外国所得税があるときは、確定申告の際に外国税額控除を適用することができます。

(ロ) 損益通算と繰越損失

(a) 総合課税のケース

不動産所得、事業所得、山林所得、総合課税の譲渡所得の計算で発生した損失については他の区分に属する所得と相殺することができます。これを損益通算といいます。

また、青色申告者で損益通算を行ってもなお損失の金額が残る場合、その残った金額を純損失の金額といい翌年以降3年間繰り越すことができます。ただ、白色申告者であっても災害、盗難、横領により生じた損失（雑損失）は翌年以降3年間繰り越すことができます。繰り越した損失は、繰り越したその年の損益通算後の所得と相殺することになります。

(b) 分離課税の土地建物等に係る譲渡所得の計算上生じた損失

土地建物等に係る譲渡所得の計算上生じた損失については他の所得と損益通算はできませんが、同じ土地建物等に係る譲渡所得内での通算は可能です。但し、同一所得内で通算してもなお譲渡損失が残る場合は、翌年以降に繰り越すことはできません。

なお、居住用不動産の譲渡等一定の場合の損失であれば、他の所得との損益通算が可能ですし、翌年以降3年間繰り越すことも可能です。

(c) 分離課税の株式等に係る譲渡所得の計算上生じた損失

一般株式等に係る譲渡所得の計算上生じた損失については他の所得と損益通

算はできませんが、一般株式等の譲渡益と譲渡損を通算することはできますし、通算後にまだ損失が残っている場合には、その損失はなかったものとして切り捨てられます。

上場株式等で証券会社を通じて売却したことによる損失で、他の上場株式等の売却益と通算してもなお損失が残る場合には、その年分の上場株式等に係る配当所得等の金額（申告分離課税を選択したものに限る。）と損益通算することができます。上場株式等の譲渡損失の金額は翌年以降3年間、確定申告により上場株式等の譲渡所得の金額及び上場株式等に係る配当所得等の金額から控除することができます。

(d) 分離課税の先物取引に係る雑所得等の金額の計算上生じた損失

先物取引に係る雑所得等の金額の計算上生じた損失については、先物取引による所得以外の所得との通算はできませんが、同じ所得区分に属する分離課税の先物取引の差金決済等を行ったことにより、年間を通じて損失となったときは、その損失の金額を翌年以降3年間にわたって、その差金決済等による所得の金額から控除することができます。繰越控除の適用を受けるには、損失が生じた年分の所得税について確定申告書を提出し、かつ、その後の繰越期間中連続して確定申告を提出することが必要です。

(ハ) 税額控除

(a) 配当控除

国内に本店を有する法人から受けた配当所得がある場合には、その配当所得金額に12.8%（国税10%、地方税2.8%）を乗じて計算した金額を配当控除額として、税額の合計額から控除することができます。但し、課税総所得金額等が1,000万円を超える場合は、その超える金額に対しては6.4%（国税5%、地方税1.4%）を乗じて配当控除額を計算します。

課税総所得金額等とは、その年分の課税総所得金額（総合課税の対象となる所得金額）、土地等に係る課税事業所得等の金額、課税短期譲渡所得金額、課税長期譲渡所得金額、株式等に係る課税譲渡所得等の金額、先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額をいいます。また、配当控除の対象とならないものには次のものが挙げられます。

- ・ 外国法人から受ける利益の配当
- ・ 建設利息
- ・ 基金利息
- ・ 公募投資信託等及び国外公募投資信託の収益の分配
- ・ 外国株価指数連動型特定株式投資信託の収益の分配
- ・ 特定外貨建等証券投資信託の収益の分配
- ・ 適格機関投資家私募による証券投資信託の収益の分配
- ・ 特定目的信託の収益の分配
- ・ 特定目的会社からの配当
- ・ 投資法人からの配当
- ・ 特定投資法人の投資口の配当
- ・ 確定申告不要制度を選択したもの

(b) 外国税額控除

居住者は、日本国内で生じた国内源泉所得についても、外国で生じた国外源泉所得」についても日本で課税されることとなりますが、国外源泉所得について外国の法令で所得税に相当する外国所得税が課税された場合、日本及びその外国の双方で二重に所得税が課税されることとなります。このような国際的二重課税を調整するため、日本の所得税額から一定額を差し引くことができるようになっています。これを外国税額控除といいます。

1) 外国税額控除の計算

外国税額控除額は、その年に納付することとなる一定の外国所得税の額と、次の算式によって計算した額（以下「控除限度額」といいます。）のうちいずれか少ない金額をいい、その年分の所得税の額から控除することができます。

$$\text{その年分の所得税の額} \times \frac{\text{その年分の国外所得金額 (注2)}}{\text{その年分の所得総額 (注3)}} = \text{外国税額控除限度額 (注1)}$$

(注1)

- ・ その年分の所得税の額・・・配当控除や住宅借入金等特別控除等の税額控除及び災害減税法による減免税額を適用した後の額をいいます。

(注 2)

- ・その年分の国外所得総額・・・その年において生じた国内源泉所得以外の課税対象となる総所得金額、分離長期譲渡所得の金額、分離短期譲渡所得の金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、退職所得金額、及び山林所得金額の合計額

(注 3)

- ・その年分の所得総額・・・純損失の繰越控除や居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の各種繰越控除の適用を受けている場合には、その適用前のその年分の総所得金額（総合長期譲渡所得及び一時所得の金額は2分の1後の金額）、分離長期（短期）譲渡所得の金額（特別控除前の金額）、株式等に係る譲渡所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、退職所得金額、及び山林所得金額の合計額をいい、その合計額がその年分の国外所得総額に満たない場合には、その年分の国外所得総額に相当する金額をいいます。

2) 外国税額控除の繰越

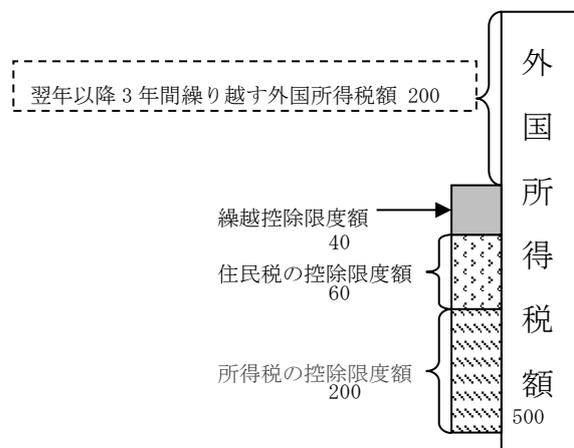
外国税額控除は、外国所得税を納付することとなる年においてその年分の所得税額から一定額を差し引くことができる規定です。但し、国外所得が生じた年と外国所得税を納付する年とが一致するとは限りません。したがって、その年の控除限度額の範囲内でのみしかその年の納付する外国所得税額が控除できないこととしてしまいますと、国外所得の発生時期と外国所得税の納付時期とがズレるケースでは国際的二重課税を調整するという目的が果たせないことになってしまいます。そのため、控除限度額等を翌年以降3年間繰り越すことができるような配慮がなされています。

イ. 外国所得税額が控除限度額を超える場合

納付することとなる外国所得税額が、その年の所得税の控除限度額と地方税の控除限度額（その年の所得税の控除限度額の30%）との合計額を超

える場合、その年の前年以前3年内の控除限度額で使用されなかったもの（以下「控除余裕額」）があるときは、その控除余裕額の合計額（以下「繰越控除限度額」）を限度として、その超える部分の金額をその年分の所得税額から差し引くことができます。

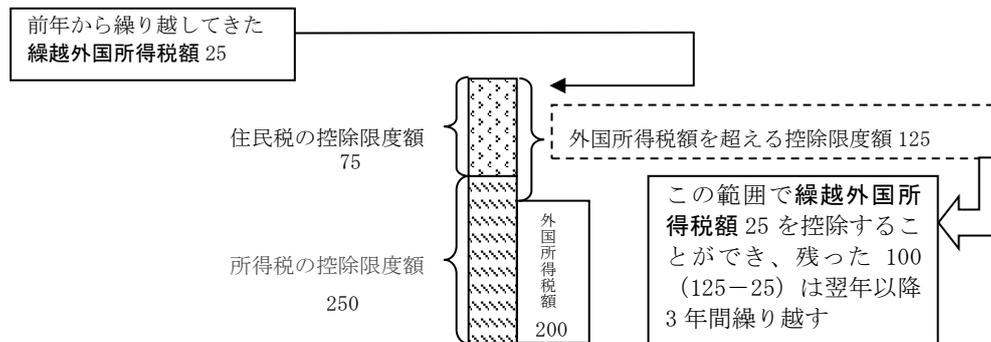
例えば外国所得税額が500、所得税の控除限度額が200、住民税の控除限度額が60であった場合には、所得税の確定申告で控除する金額は200、住民税からは60を控除することになります。外国所得税額が500ですので、所得税の控除限度額と住民税の控除限度額の合計260を控除してもまだ240残ることになります。そこで、このような場合には前年以前3年間に発生した繰越控除限度額（仮に40）があるときはその残った240から控除することができ、その繰越控除限度額を控除してもなおかつ控除しきれない金額がある場合には、その残った金額（ $200 = 240 - 40$ ）を翌年以降3年間繰り越して各年の控除限度額から控除します。



ロ. 外国所得税額が控除限度額に満たない場合

納付することとなる外国所得税額が、その年の控除限度額と地方税控除限度額との合計額より少ない場合、その年の前年以前3年内の各年において納付することとなった外国所得税額で各年において控除しきれなかった金額（以下「控除限度超過額」）があるときは、その控除限度超過額の合計額（以下「繰越外国所得税額」）を一定の範囲内でその年分の所得税額から差し引くことができます。

例えば外国所得税額が 200、所得税の控除限度額が 250、住民税の控除限度額が 75 であった場合には、所得税の確定申告で控除する金額は 200 になります。外国所得税額が 200 ですので、所得税の控除限度額が 50、住民税の控除限度額が 75 合計 125 の控除額が残ることになります。そこで、このような場合には前年以前 3 年間に発生した繰越外国所得税額（仮に 25）があるときはその残った 125 からその残った年の税額計算において控除することができ、その繰越外国所得税額を控除してもなおかつ控除しきれない金額がある場合には、その残った金額（ $100 = 125 - 25$ ）を翌年以降 3 年間繰り越して各年の年に生じた外国所得税額を控除した後の控除限度額から控除します。



3) 外国所得税額が減額された場合の特例

外国税額控除の適用を受けた年の翌年以後にその適用を受けた外国所得税の額が減額された場合、その減額されることになった年分における外国税額控除の計算は、次のとおりです。

- イ. 外国所得税の額が減額された場合には、その減額された年において納付する外国所得税の額（以下「納付外国所得税」）からその減額された外国所得税の額（以下「減額外国所得税」）に相当する金額を控除し、その控除後の金額に外国税額控除を適用します。
- ロ. 減額された年に納付外国所得税額がない場合又は納付外国所得税額が減額外国所得税額より少ない場合には、減額された年の前年以前 3 年内の各年の繰越外国所得税額から控除します。
- ハ. 減額外国所得税額のうち上記イ及びロの調整に充てられない部分の金額が

でた場合は、その金額を減額された年分の雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入します。

4) 外国税額控除を受けるための手続

外国税額控除を受けるためには、確定申告書に控除を受ける金額の記載をし、「外国税額控除に関する明細書」と外国所得税を課されたことを証明する書類を添付しなければなりません。

また、繰越控除限度額や繰越外国所得税額がある場合は、それらが生じた各年の控除限度額や納付することとなった外国所得税額を記載した確定申告書を提出し、繰越控除限度額や繰越外国所得税額の適用を受けようとする年分の確定申告書にこれらの規定を受ける金額を記載して「外国税額控除に関する明細書」と外国所得税を課されたことを証明する書類を添付しなければなりません。